

議案第 1 号	教 育 部 学校教育課
令和 5 年 5 月 30 日 提出	(課長)藤澤 一渡 (担当)堀内 雅文

タイトル	安曇野市学校運営協議会委員の任命について						
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議						
要旨	安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年安曇野市教育委員会規則第 5 号）第 8 条の規定に基づき、学校長から追加で推薦のあった者を安曇野市学校運営協議会委員に任命することについて協議するもの。						
	<p>1 委員</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">協議会担当校</th> <th style="text-align: center;">氏名</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三郷小学校</td> <td style="text-align: center;">伊藤 正昭</td> <td style="text-align: center;">地域 CD</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任期 令和 7 年 3 月 31 日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則 (委員の任命) 第 8 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長から意見を聴取し、教育委員会が任命する。 (1) 対象学校の通学区域の住民 (2) 対象学校の生徒又は児童の保護者 (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 校長 (5) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 (任期) 第 10 条 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。 2 第 8 条第 2 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	協議会担当校	氏名	備考	三郷小学校	伊藤 正昭	地域 CD
協議会担当校	氏名	備考					
三郷小学校	伊藤 正昭	地域 CD					



議案第 2 号	教 育 部 文 化 課
令和 5 年 5 月 30 日 提出	(課長)三澤 新弥 (係長)堀 久士

タイトル	安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱制定の可否
要旨	今年度から策定に取り組む安曇野市文化財保存活用地域計画について、協議会を設置したいので要綱を定めるもの。
説明	<p>1 制定の趣旨</p> <p>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）は、文化財保存活用地域計画を策定にあたっては、広く関係者等からの意見の聴取に努めることとされ、そのための協議会を設置することができるとされている。文化財の所有者、文化財やまちづくり、観光関係の有識者の 10 人以内をもって組織したい。</p> <p>2 要綱案</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 参考</p> <p>○文化財保護法 （協議会）</p> <p>第八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一 当該市町村</p> <p>二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県</p> <p>三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体</p> <p>四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>



安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 市における文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定にあたり、安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の策定に係る検討及び協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の所有者又は管理者
- (2) 識見を有する者
- (3) 民間諸団体の代表又は所属者
- (4) 行政職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から、地域計画が文化財保護法第183条の3第5項による認定を受ける日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年 月 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第4条に掲げる地域計画の認定の日限り、その効力を失う。

議案第3号	教 育 部 文 化 課
令和5年5月30日提出	(課長)三澤 新弥 (係長)堀 久士

タイトル	安曇野市文化財保存活用地域計画策定庁内プロジェクト会議設置要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱制定の可否
要旨	今年度から策定に取り組む安曇野市文化財保存活用地域計画について、庁内のプロジェクト会議を設置したいので、要綱を定めるもの。
説明	<p>1 制定の趣旨 文化財保存活用地域計画の策定にあたり、市内部の複数の部局にわたる連絡調整を円滑に図るための庁内プロジェクト会議を設置したい。</p> <p>2 要綱案 別紙のとおり</p>



安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市文化財保存活用地域計画策定庁内プロジェクト会議設置要綱を次のように定める。

令和5年5月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市文化財保存活用地域計画策定庁内プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に関し、必要な事項を協議するため、安曇野市文化財保存活用地域計画策定庁内プロジェクト会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、地域計画の策定に関することについて調査研究を行う。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる職にある者（以下「職員」という。）をもって充てる。

2 総括は、教育委員会教育部文化課長を充てる。

(組織の職務等)

第4条 総括は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

(会議)

第5条 庁内会議は、総括が招集し、議長となる。

2 総括は、特に必要があると認めるときは、庁内会議に職員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総括が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年 月 日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、地域計画が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第5項に規定する認定の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

庁内プロジェクト会議	備考
政策部政策経営課企画担当係長	
市民生活部地域づくり課まちづくり推進担当係長	
農林部耕地林務課耕地担当係長	
商工観光スポーツ部観光課観光促進担当係長	
都市建設部建築住宅課建築景観係長	
教育委員会教育部文化課長	総括
教育委員会教育部文化課博物館担当係長	
教育委員会教育部文化課文化財保護係長	

議案第4号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市児童館建設検討会委員の委嘱及び任命について
決定を要する事項の内容	委員の委嘱及び任命
要旨	<p>安曇野市児童館建設検討会設置要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第9号）第3条により、関係者等から推薦された者を「安曇野市児童館建設検討会委員」に委嘱及び任命してよいか協議するもの。</p>
	<p>1 委員 任期中に交代のあった者 4人 児童生徒の保護者 内田 一三 児童生徒の保護者 南山 京乃 学識経験者 秦泉寺 孝 行政関係者 関 和俊</p> <p>2 任期 令和6年3月31日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市児童館建設検討会設置要綱 (設置) 第1条 安曇野市児童館の建設が地域に根ざした子育て支援の拠点となるように必要な事項を検討するため、市民参加による安曇野市児童館建設検討会（以下「検討会」という。）を設置する。 (組織) 第3条 検討会は、市内5地域に必要な応じ設置し、委員は、それぞれ15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) 民生児童委員 (2) 地区等の代表 (3) 保育園児又は認定こども園児の保護者</p>

	<p>(4) 児童生徒の保護者</p> <p>(5) 学識経験者</p> <p>(6) 公募により選考された市民</p> <p>(7) 教育関係者</p> <p>(8) 行政関係者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について教育委員会に報告をした日までとする。</p> <p>2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 団体の代表者の任期は、その職に在任する期間とする。</p>
--	--

議案第5号	教育部 各課
令和5年5月日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援課</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課	2件	1件	生涯学習課	3件	1件	文化課	1件	1件	子ども家庭支援課	0件	3件
課名	共催	後援																
学校教育課	2件	1件																
生涯学習課	3件	1件																
文化課	1件	1件																
子ども家庭支援課	0件	3件																

議案第5号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)



学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度5月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専任員	来賓	共催	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
6	RS.4.21	教育総務課	R5	長野県教育カウンセラー協会主催の 長野県教育カウンセラー協会 値支会第14回ポルトの会	長野県教育カウンセラー協会 代表: 梶田 幸弘	NPO法人日本教育カウンセラー協会/長野県教育カウンセラー協会	後援	教育的価値があることを 本県に広く周知したい ため	4月18日	令和5年6月11日(日) 9:40~15:40	-	-	安曇野市豊科公民館大ホール	小・中・高等学校 特別支援学校の教 職員の資質向上のため	参加料: 終日参加3,500円/半 日参加1,000円 (ポルトの会の人間関係づく り・1対1で子どもが質問 できる)で子どもが質問 できる)「山 和彦 氏(名大大 学教授)12:20 【対話型でつなげよう】(講演・ 30分)15:30 【対話型でつなげよう】(講演・ 30分)	-	-	-	基準第2 項により可
8	RS.4.26	教育総務課	R5	第62回長野県中学校総合体育 大会中信地区予選会兼中信地 区中学校体育大会	中信地区中学校体育連盟 会長: 中原 敏	中信地区中学校体育連盟	共催	教育の一環として行って いる。また、地域の教育の 発展を目指す。地域の健全 な発展、健康、体力の向 上に貢献できるため	4月28日	令和5年6月9日(土)~ 令和5年7月2日(日)	-	豊科南公園テニスコート、 ANGアリーナ、豊科総合運動 場、三鷹文化公園体育館、龍 高総合体育館、豊科南中学 校、豊科北中学校、三鷹中学 校、穂高南中学校、穂高西中 学校	陸上競技:6/3 水泳:6/25 バスケットボール: 6/10,6/17,6/24,6/25 バレーボール: 6/17,6/18,6/24,6/25 サッカー:6/10,6/11,6/17,6/24 軟式野球: 6/17,6/18,6/24,6/25 ソフトテニス: 6/3,6/4,6/10,6/11,6/24,7/1 卓球: 6/4,6/10,6/11,6/24,6/25 バドミントン:6/24,6/25 柔道:6/18 剣道:6/17,6/18 新体操:7/1,7/2	後援	後援	後援	基準第3 項により可		
9	RS.5.16	教育総務課	R5	第62回長野県中学校総合体育 大会 卓球競技	長野県中学校体育連盟 代表: 秋山 昇	長野県中学校体育連盟 代表: 秋山 昇	共催	県下中学生の健全育成 のため	5月12日	令和5年7月16日(日)~令 和5年7月17日(月) 9:00~17:00	-	-	ANGアリーナ	中学校教育の一環として、中学校生徒 に広くスポーツの楽しさや心身とも に健康な中学生生活を育成するため	参加料:1人300円 北信地区中学校総合体育大会 への予選会兼ねる大会 市外開催競技としては、県上 部、サッカー、ハンドボール、新体 操、バレーボール、ソフトテニ ス、バドミントン、ソフトバ ル、柔道、剣道、相撲、駅伝、 スキー、スケート、アイスホッ ケー	共催	共催	共催	基準第3 項により 可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度5月定例会協議事項)

定例会 提出(報告)月 号	種 別	所 属	作 名	申 請 者	主 催 者(団 体)	種 別	申 請 理 由	申 請 日	開 催 日	専 決	理 由	承 認	承 認(専 決)日	会 場	開 催 目 的(趣 旨)	開 催 内 容	R1	R2	所 管 課 重 点	備 考
5	5	社会教育課	明科公民館 いいまちサロン	明科公民館 代表 浅見 郁子	明科公民館 つぐつぐか いいまちサロン	共催	共催をいただくこと で、市民の活動が 活発になり、市民の 生活が豊かになる ことを目指す。また、 市民の生活が豊か になることを目指す ことである。	4月20日	令和5年(4月14日) 5月27日 6月7日 6月8日 7月25日 8月22日 9月3日	-	-	-	月	明科公民館 調理室、調理 実習室	楽しく、安心安全のまちづくり 及び市民の生きがいづくり、 健康づくりに貢献するため、市 民が思い、共に考える場を設 ける。	毎月7～9までま え、地味講座を 考案市民が来つ つサロンを開催す る。	○	-	基準第3条第 2項により可	
5	7	社会教育課	第18回安曇野市 民運動会	代表 久美 電話 久美	第18回安曇野市 民運動会実行委員 会	後援	多くの市民が参加し、 市民の健康増進に 貢献するため。	5月2日	2023年9月17日(日)	-	-	-	月	松川村 下 の森ホール	子どもたちに平和な社会と美しい 自然を育み、市民の健康増進に 貢献するため、一人ひとりの健 康づくりを推進し、市民の健 康増進を図る。	社会(55名) 市民(100名) 安曇野市職員 共催	-	-	基準第2条第2号 により可	平成18年、平成27年に 後援
5	8	社会教育課	第18回安曇野市 民運動会	代表 高野 明 電話 高野 明	安曇野市ス ポーツ協会	共催	社会体育の振興と 市民の健康増進を 図るため。	5月1日	令和5年8月22日(火)	-	-	-	月	豊科カント リー倶楽部	地域市民の健康増進と体力 向上を目指すとともに、地域 市民相互の親睦、交流及び スポーツの振興を図ることに 取り組む。	競技方法:9 ホールストロー クラブ(前半9 ホールで計算) ホリベア方式 (即ホット)の組合 せ 参加費:2,000円 プレー代:メン バー3,180円、ゲ スト11,580円 参加人数:180名 (46組)	○	○	基準第3条第 2項により可	
5	10	社会教育課	第24回安曇野市 民運動会	代表 高野 明 電話 高野 明	安曇野市健康 スポーツ協会	共催	市民の健康増進 を図るため。	5月11日	令和5年8月30日(水)	-	-	-	月	徳高カント リー倶楽部	社会体育の振興と 市民の健康増進を 図ることに取り組む。	参加者:安曇野 市に在住・勤務 する者、市出身者 及び生誕者が参 加を認めた者。 競技方法:前半 9ホールストロー クラブによる 新ベリア方式 参加人数:120名 (30組) 参加費:1人 2,000円 プレー費:1人 12,900円	○	○	基準第3条第 2項により可	

教育部文化課 共催・後援台帳(令和5年度 5月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
1	R5.4.26	文化	令和5年度 新作 安曇新野町事業及 び発表会	安曇新野連 合運営協議会 佐伯治博	安曇新野 連保存運 絡協議会	後援	小学生から大人 まで、多くの市民 に活動を知って いただく、地域 の宝である安曇 新野を永く後世 に伝えて行く為。	4月25日	令和5年7 月10日 (月)～10 月1日(日)				御高神社境 内、神楽殿	優れた新作安曇新野町の事業・発表・ 保存・安曇新野町彩のための指事業を行 い、地域の宝である安曇新野を保存・発 掘させ、永く後世に伝えて行くことを 目指す。	7月10日より安曇新野町内及びその 周辺市町村の小中学生から大人まで の世代を対象に、現代風安曇新野の 歌謡の事業を行い、歌謡選定委員 会の選考により、入選した歌謡を10 月1日に発表する機会を設ける。	-	-	-	基準第3条第2項に より可
2	R5.5.16	文化	第38回安曇新野早 歌音楽祭二本入 子ージニ	早歌音楽祭 実行委員会 早歌音楽祭 実行委員会	西山紀子	共催	音楽祭を通して 美しい安曇新野の 地域文化の向上 に寄与し、安曇 新野市内の若い人 たちの育成を担 いたい。	5月16日	令和5年6 月18日(日)				安曇新野 高生館	日本の春の代表的名歌“早歌”の郷 にちなんで、音楽を愛好する者が一回 に集い、演奏・鑑賞し、心を合わせ歌い 合う場を創造することにより、早歌 のこころを遺体験し、美しい安曇新野の 地域文化の向上のために寄与すること を目的とする。	音楽活動を行っている団体による 合唱及び楽器のコンサートを開催 する。	○	○	○	基準第3条第2項に より可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度5月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
3	RE.4.20	子ども家庭支援課	2023年度全国こどもチャレンジカップ長野県大会	一般社団法人日本こどもフィットネス協会 渡辺みどり	一般社団法人日本こどもフィットネス協会	後援	地域の子ども達の教育の一環として開催しているため	4月17日	令和6年3月23日	-	-	-	-	安曇野市総合体育館	子ども達の無限の可能性を引き出すこと、感心を持って育つことを目的としています。	2-17歳の子どもの選考対象としたエアロビクス・ヒップホップ・アクティビティの競技大会です。 参加料 個人戦:4,400円、団体戦:1,375円	-	-	-	基準第3条第2項により可
5	RE.5.8	子ども家庭支援課	第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会長野県大会	公益財団法人長野県スポーツ協会 野原 宮下省二 本部長	公益財団法人長野県スポーツ協会 長野県スポーツ少年団	後援	スポーツを通じて、青少年の健全育成を図る為	4月25日	令和5年6月17日(土)、18日(日)	-	-	-	-	高家スポーツ広場	団員に競技試合を主とした交流の機会を提供し、技術や運営意識の向上並びにスポーツ少年団活動の活性化を図ることを目的としている。	軟式野球大会 県下4地区から代表2チームの計8チームによるトーナメント戦 参加料3,000円/チーム	-	-	-	基準第3条第2項により可
7	RE.5.15	子ども家庭支援課	AIG Presents MLB CUP2023 リトルリーグ信越連盟春季大会(マイナー部門)兼 第13回サンケイスポーツ旗争奪兼 第32回長野県警察本部長杯・新潟警察本部長杯争奪戦	リトルリーグ信越連盟 理事 長 矢口 正	リトルリーグ信越連盟	後援	大会の開催地であり、市民を含め多くの方に少年野球に理解を頂くと共に子供たちの励みにしたい。また、安曇野市のスポーツ活動振興及び青少年健全の一助としたい。	5月13日	令和5年6月11日(日)、18日(日)	-	-	-	-	高家スポーツ広場・島立運動広場(松本市)、下島運動広場(松本市)	全国選抜大会への出場に向け、信越連盟代表を決めるトーナメント大会	リトルリーグマイナー(小学校5年生以下の部)がMLB CUP全国選抜大会への出場を目指し、信越連盟(東北信4チーム、中南信5チーム、新潟1チーム)10チームによるトーナメント大会	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第6号	教育部 学校教育課
令和5年5月30日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項に係る書面の取り交わしについて
決定を要する事項の内容	書面の取り交わしの可否
要旨	長野県教育委員会と安曇野市教育委員会の間で、教職員の任免その他の進退等に関して、了解事項に係る書面を取り交わすことについて協議するもの。
説明	議案第6号は、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるため、非公開といたします。



議案第7号	教育部 学校教育課
令和5年5月30日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	文科省通知をふまえた教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方法の見直しについて
決定を要する事項の内容	点検・評価方法の見直しの可否
要旨	今後の点検・評価の方法についての協議するもの。
説明	<p style="text-align: center;">議案第7号は、「自治体の実施機関等の内部における協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換 又は 意思決定の中立性が損なわれる おそれのある案件」であるため、非公開といたします。</p>



報告第1号	教 育 部 学 校 教 育 課
令和5年5月30日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当係長) 高橋 満

タイトル	教育職員の兼職等の承認について
報告を要する事項の内容	兼職承認状況について
要旨	<p>服務規程等に基づき兼職等承認願が提出され、これを承認したものの。</p>
説明	<p>1 兼職等承認者 別紙記載の9名</p> <p>2 根拠 ○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） （兼職及び他の事業等の従事） 第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については、市町村（…）の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。 （略） ○安曇野市立小・中学校職員服務規程（平成17年安曇野市教育委員会訓令第3号） （兼職等の承認） 第22条 教育職員は、特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するための承認を受けようとするときは、兼職等承認願（様式第13号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。 （略）</p>

令和5年度 兼職等申請者一覧

No.	氏名	役職	所属校	兼職する団体等	職名
1	草間 洋平	教諭	豊科南中学校	豊科南サッカークラブ	コーチ
2	藤村 滉	教諭	豊科南中学校	豊科南サッカークラブ	コーチ
3	小平 伴紀	校長	堀金小学校	堀金ソフトテニスクラブ	コーチ
4	小林 剛	教諭	堀金中学校	安曇野南男子バスケットボールクラブU15	コーチ
5	野村 正樹	教諭	堀金中学校	堀金地域剣道クラブ	コーチ
6	宮澤 真一	教諭	豊科北中学校	安曇野アスレチッククラブ	コーチ
7	熊谷 憲	教諭	豊科北中学校	安曇野アスレチッククラブ	コーチ
8	望月 政和	教諭	豊科南中学校	安曇野アスレチッククラブ	コーチ
9	西澤 明	講師	穂高東中学校	日本文教出版株式会社	編集・実践協力、原稿執筆

報告第2号	教 育 部 学校教育課
令和5年5月30日提出	(課長)藤澤 一渡(担当係長)中田 吉成

タイトル	三郷小学校長寿命化改良工事の実施について
報告を要する事項の内容	三郷小学校校舎の長寿命改良工事の要旨
要旨	<p>安曇野市学校施設長寿命化計画で定めた実施計画により、建設から50年が経過した三郷小学校校舎の耐用年数を延長させるため、長寿命改良工事を実施するもの。</p>
	<p>三郷小学校は、昭和44年に完成し、建設から54年が経過し建物の老朽化とともに、鉄筋コンクリート構造物の耐用年数60年も近いことから、長寿命化改良工事を行い、80年程度使用できるよう整備するもの。</p> <p>1 工事期間 令和5年9月から令和8年2月(R5年～7年度)</p> <p>2 工事内容</p> <p>(1) 躯体 : 鉄筋コンクリート表面が外気と接触することによる経年劣化を防止するため中性化対策として、外壁、内装の塗装、及び屋根の保護対策工事を行う。</p> <p>(2) 機械設備 : ①給排水設備更新(手洗い場・トイレ洋式化等) ②電気設備更新(分電盤・コンセント、LED化)</p> <p>(3) 省エネルギー対策 : ①複層窓の導入(ペアガラス・サッシ) ②照明更新(既存蛍光灯のLED照明化)</p> <p>(4) その他 : ①教室配置の見直し(PC教室・印刷室改修) ②建具改修(教室扉・棚・掃除ロッカー更新)</p> <p>3 仮設校舎 (3年間リース契約) 校庭北側に仮設校舎2棟設置する。 仮設校舎①: I期工事に対応するため、9月頃までに設置。 (図工室、調理室) その後は倉庫として利用 仮設校舎②: II・III期工事に対応する校舎、令和5年度中に設置。 令和6年度以降に改修する普通教室、理科室、 図書室、職員室等の仮校舎</p> <p>※なお、校庭を利用する事業及び行事については、隣の文化公園グラウンドを借用する。</p>

	4 事業費	
	(1) 工事費	1,698,901千円
	(2) 工事管理費	38,279千円
	(3) 仮設校舎	573,550千円
	合計	2,310,730千円
	5 財源	
	(1) 補助金(学校施設環境改善交付金)	336,745千円
	(2) 起債(合併特例債等)	1,425,300千円
	(3) その他(学校施設改修事業債等)	548,385千円

三郷小学校校長寿命化改良工事

(令和5年度～令和7年度実施)

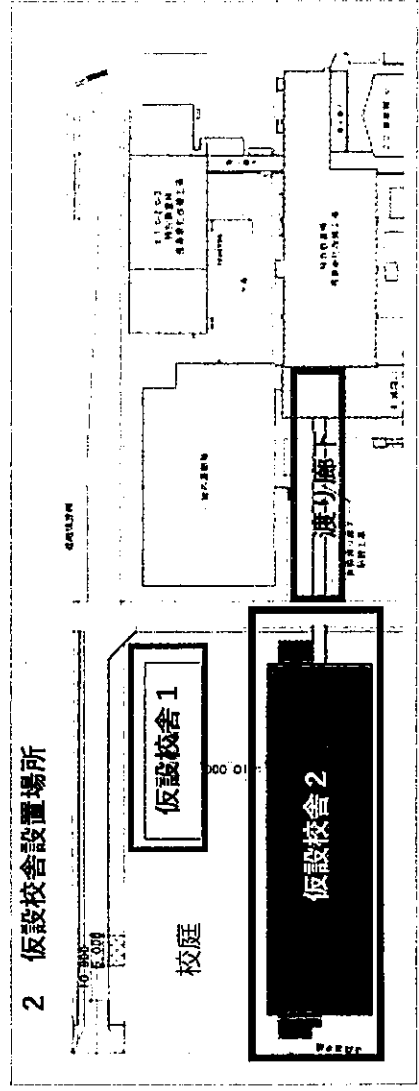
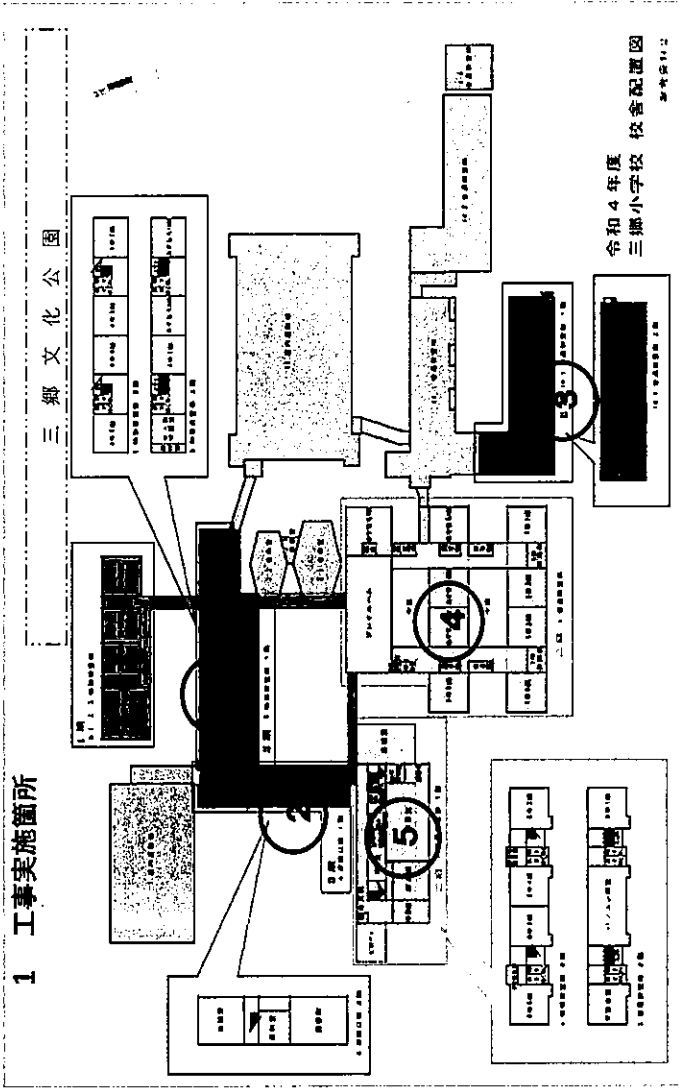
1 工事実施計画 (右図)

実施年度	実施箇所	階層・面積
令和5年度 (I期) (赤)	特別教室棟	平屋
	鉄筋コンクリート	452㎡
令和6年度 (II期) (青)	①特別教室、4年生棟	3階建
	鉄筋コンクリート	1,603㎡
	②昇降口、図書館棟	2階建
	鉄筋コンクリート	718㎡
	③3年生棟	2階建
令和7年度 (III期) (緑)	鉄筋コンクリート	921㎡
	④1年生棟	平屋
	鉄筋コンクリート	1,432㎡
	⑤職員室、6年生棟	3階建
	鉄筋コンクリート	1,706㎡




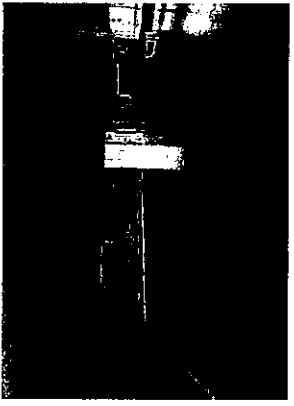

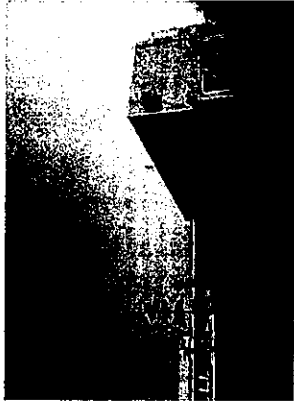
2 仮設校舎 (右図)

リース契約にて6月に契約し、令和5年度校庭北側に配置
仮設校舎1を9月末、仮設校舎2を令和6年2月までに設置。
※校庭の使用については、文化公園グラウンドを借用します。

仮設校舎1 (プレハブ)	令和5年度、調理室・図工室使用 令和6年度以降倉庫等	平屋 260㎡
仮設校舎2 (プレハブ)	令和6・7年度使用。普通教室、 特別支援教室、職員室、理科室等	2階建 2,000㎡
渡り廊下	仮設校舎動線用	100㎡



改修工事内容

<p>教室</p>  <p>壁・天井…塗替え 床…張替 照明…LED化 窓…複層ガラス 建具…ロッカー、棚改修 水回り…給排水設備改修</p>	<p>特別教室</p>  <p>壁・天井…塗替え 床…張替 照明…LED化 窓…複層ガラス 建具…ロッカー、棚改修 水回り…給排水設備改修 その他…間取り変更</p>
<p>トイレ</p>  <p>壁…ビニールクロス貼付 天井…塗替え 床…張替 照明…LED化 窓…複層ガラス 便器…洋式化</p>	<p>プレイルーム</p>  <p>壁・天井…現状撤去、張替 床…硬質ビニール張替 照明…LED化 窓…複層ガラス</p>
<p>屋根</p>  <p>屋根…カバー工法現在の屋根に 耐熱性ビニールシート貼付</p>	<p>外壁</p>  <p>塗装…劣化防止及び 断熱・断熱塗装</p>

報告第3号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	安曇野市子ども・子育て会議委員の委嘱について																		
報告を要する事項の内容	教育長専決の報告																		
要旨	令和4年10月15日から各団体等の役職により委嘱した安曇野市子ども・子育て会議の委員のうち、年度の切り替えによる役職員の変更に伴う委嘱																		
説明	<p>1 報告の理由 安曇野市子ども・子育て会議条例第4条により、教育委員会が委員を委嘱するものであるが、一部団体からの推薦書の提出に遅延があり、教育委員会に付議する暇がなかったため、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年安曇野市教育委員会規則）第5号第4条第1項の規定による教育長専決としたもの。</p> <p>2 今回の任期 令和6年10月14日まで</p> <p>3 交付日 令和5年5月11日</p> <p>4 委嘱する委員 3名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 35%;">氏名</th> <th style="width: 30%;">選出機関</th> <th style="width: 30%;">選出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>丸山 章利</td> <td>認定子ども園連絡協議会保護者会</td> <td>子どもの保護者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>松下 玲</td> <td>校長会</td> <td>子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>米倉 菜穂美</td> <td>公立認定子ども園園長会</td> <td>教育・保育施設を代表する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 根拠法令 ○安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号） （組織） 第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1）学識経験のある者 （2）子どもの保護者 （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p>				氏名	選出機関	選出区分	1	丸山 章利	認定子ども園連絡協議会保護者会	子どもの保護者	2	松下 玲	校長会	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	3	米倉 菜穂美	公立認定子ども園園長会	教育・保育施設を代表する者
	氏名	選出機関	選出区分																
1	丸山 章利	認定子ども園連絡協議会保護者会	子どもの保護者																
2	松下 玲	校長会	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者																
3	米倉 菜穂美	公立認定子ども園園長会	教育・保育施設を代表する者																

	<p>(4) 事業主及び労働者を代表する者 (5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者を代表する者 (6) 認可外保育施設を代表する者 (7) 公募による者</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
--	---

報告第4号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)赤羽 賢一

タイトル	安曇野市黒沢洞合自然公園整備事業の計画期間の見直しについて																
報告を要する事項の内容	令和6年12月を完成予定としていた首記事業について、全体の事業期間を令和7年12月までに見直すもの。																
要旨	多様な意見を基本設計に反映させるため、当初実施設計と一体として計画する予定であった基本設計期間を、新たに設けることにより全体の事業期間を令和7年12月までに見直す。																
説明	<p>1 変更の理由 当初の予定では、安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会で決定した「基本方針」に従い、基本設計と実施設計を一体として策定する予定であったが、整備検討委員会や市議会定例議会で公園整備の設計に多様な市民の意見も取り入れ活かす意見があった。詳細な実施設計を行う前に基本設計の段階で意見を反映させる方法が最も円滑に事業進捗行えると判断したため、基本設計期間を新たに設けるもの。</p> <p>2 今後の日程 黒沢洞合自然公園建設スケジュール(変更案)(別紙)に沿って、事業の進捗を図る。</p> <p>◆変更前日程</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">R5. 7～R6. 1</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>R6. 3</td> <td>土地取得の議会議決</td> </tr> <tr> <td>R6. 4</td> <td>工事発注 (完成 R6. 12 予定)</td> </tr> </table> <p>◆変更後日程</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">R5. 7～R6. 2</td> <td><u>基本設計</u></td> </tr> <tr> <td>R5. 10 月頃</td> <td><u>市民説明会</u></td> </tr> <tr> <td>R6. 3</td> <td>土地取得の議会議決</td> </tr> <tr> <td>R6. 4～R6. 9</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>R6. 10</td> <td>工事発注 (完成 R7. 12 予定)</td> </tr> </table>	R5. 7～R6. 1	実施設計	R6. 3	土地取得の議会議決	R6. 4	工事発注 (完成 R6. 12 予定)	R5. 7～R6. 2	<u>基本設計</u>	R5. 10 月頃	<u>市民説明会</u>	R6. 3	土地取得の議会議決	R6. 4～R6. 9	実施設計	R6. 10	工事発注 (完成 R7. 12 予定)
R5. 7～R6. 1	実施設計																
R6. 3	土地取得の議会議決																
R6. 4	工事発注 (完成 R6. 12 予定)																
R5. 7～R6. 2	<u>基本設計</u>																
R5. 10 月頃	<u>市民説明会</u>																
R6. 3	土地取得の議会議決																
R6. 4～R6. 9	実施設計																
R6. 10	工事発注 (完成 R7. 12 予定)																

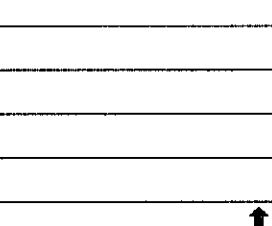
0

0

報告第4号 別添資料 黒沢洞合自然公園拡張整備スケジュール(案)

担当	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
整備検討委員会	第4回 (H5.2.15)			第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回					
市				協賛 委員会による 業者選定	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛	協賛
コンサル				現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成	現況調査 基本設計動員要綱作成
南安曇農業高校				現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習	現況学習
施工業者																

令和6年度以降も引き続き検討委員会を開催



(R5.5.30 現在)



報告第5号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)赤羽 賢一

タイトル	放課後児童クラブの受入枠拡大に向けた取り組み状況について
報告を要する事項の内容	放課後児童クラブの受入枠を4年生から6年生への拡大に向けた取り組みの進捗状況(中間)報告
要旨	放課後児童クラブの受入枠の拡大については、令和4年10月定例会にて整備予定計画を報告。新年度開始につき現在の進捗状況を報告する。
説明	<p>1 令和5年4月現在の状況 9か所ある放課後児童クラブ(明科は2校が1か所)の内2か所(穂高北小、堀金小)が6年生まで受入済み。残りの7か所は4年生まで。</p> <p>2 進捗状況 4年生までの受け入れとなっている7か所のうち5か所で小学校の一部の教室借用について了承が得られた(豊科北小・穂高南小・穂高西小・三郷小・明北小)。 5か所中、3校(豊科北小・穂高西小・明北小)で設計を行い、年内に改修工事が終了する見込み。残り2校は改修に向け関係機関との詳細な調整を実施中。</p> <p>3 今後の取組み 学校との調整の結果、教室等の借用に目途が立たない児童クラブについては、小学校外の施設の借用を検討するほか、新たな施設整備計画を検討していく。</p>

R5児童クラブに係る整備予定計画

NO	児童クラブ名 (R5当初受け入れ学年)	対象小学校区	R5現況					6年生までの拡充			今後の見込み	
			R5 定員	R5 申込数 (R5.4.18)	空き状況 (▲＝不足)	5,6年生 予想数	定員 増減分	事業進捗状況	拡充後 定員数	R14までの最大受入数 空き状況(▲＝不足)	R14 定員超過初年度	R5 定員超過初年度
1	豊科南小児童クラブ 4年生まで	豊科南小学校	134 54	134 54	0 0	42	-	事業進捗状況 空き教室なし 多目的ホール調整中	188	279 ▲91	R14 R5	
2	豊科北小児童クラブ 4年生まで	豊科北小学校	102 37	103 26	▲1 11	49	63	PC改修(R5.12改修完了予定) R5当初予定	203	178 69	R5 -	
3	豊科東小児童クラブ 4年生まで	豊科東小学校	33 25	31 6	2 19	22	-	空き教室なし 学校と調整中	58	61 ▲3	R6 R6	
4	穂高南小児童クラブ 4年生まで	穂高南小学校	102 45	76 41	26 4	36	63	PC改修(R5.12改修完了予定) R5当初予定	215	193 22	R14 -	
5	穂高北小児童クラブ 6年生まで	穂高北小学校	121 45	116 45	5 0	-	-	6年生まで受け入れ済み	166	210 ▲44	R14 R6	
6	穂高西小児童クラブ 4年生まで	穂高西小学校	93 27	96 22	▲3 5	25	64	PC改修(R5.12改修完了予定) R5当初予定	184	143 41	R5 -	
7	三郷小児童クラブ 4年生まで	三郷小学校	194 94	193 94	1 0	69	51	被服室改修(大規模改修工事の進捗状況により R5.9月補正予定)	339	406 ▲67	R14 R6	
8	恵金小児童クラブ 6年生まで	恵金小学校	94 34	92 36	2 ▲2	-	50	プレハブ倉庫改修(R5.12改修完了予定) R5当初予算計上	178	163 11	R6 -	
9	明科児童クラブ 4年生まで	明南・明北	56 23	38 18	18 5	-	-	明北小PC教室改修後 明科児童館 明南小 1-6年生 75	79	84 ▲5	R8 R8	
		明北小学校	- -	- -	- -	-	54	PC改修(R5.11改修完了予定) R5当初予定	54	20 34	R3 -	

報告第6号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)赤羽 賢一

タイトル	『第3次安曇野市子ども・子育て支援計画』の策定及び『安曇野市認定こども園民営化中長期ビジョン』の見直しについて
報告を要する事項の内容	『第3次安曇野市子ども・子育て支援計画』と『安曇野市認定こども園民営化中長期ビジョン』を一体的に見直し改訂する。
要旨	安曇野市の子ども・子育ての全般計画である支援計画を令和5年度から改訂を進めるにあたり、個別の計画で改訂を予定している認定こども園民営化中長期ビジョンと調査対象や項目、計画の内容が重複することが多いため一体的に改訂する。
説明	<p>1 子ども・子育て支援計画について</p> <p>(1) 根拠法令 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条による法定計画で、市の子育て支援施策に関する基本理念や各種施策の目標・方向性を定め、出産・妊娠期から青少年期までの切れ目ない包括的な支援に関し定める計画。 現在2次計画（令和2年度～令和6年度の5年間）の期間中</p> <p>(2) 第3次安曇野市子ども・子育て支援計画 (令和7年度～令和11年度)</p> <p>○令和5年度 法第61条4項の規定に即して、ニーズ調査を実施。</p> <p>○令和6年度 計画策定事務</p> <p>○計画スケジュール：別紙のとおり</p> <p>2 『安曇野市認定こども園民営化実施計画』（平成29年策定）及び『安曇野市認定こども園民営化中長期ビジョン』（平成30年策定、令和2年一部見直し）について</p> <p>(1) 目的 『実施計画』及び『中長期ビジョン』は、市が目指す教育・保育環境を実現するため、地域の人口動態から各園の利用者の将来予測を行い、市全体として進むべき認定こども園の一体的な運用を図るために計画したもの。</p> <p>(2) 見直しの内容 特に公設民営化した明科北、三郷西部認定こども園の2園について、民営化の効果を確認する。検証のための期間を要し、かつ民営化後の市民の意見聴取も必要なことから、第3次子ども・子育て支援計画と一体的に見直しを図り、計画と併せて改訂していく。</p>

3 参考

○子ども・子育て支援法

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

区分	業務内容	令和5年度												令和6年度				令和7年度					
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月～	
計画策定	ニーズ調査		調査配布・回収	調査票作成		調査結果報告		調査結果報告															
	調査結果分析							現状・課題の把握 見込み量等算出															
	計画詳細等作成							計画骨子案作成 (課題・理念・策定方針等)															
	市民意見等聴取								計画骨子案作成 (課題・理念・策定方針等)														
会議	子ども・子育て会議		会議①	会議②		会議③		会議①		会議②		会議③		会議④		会議⑤							
	庁内検討委員会						庁内検討委員会設置要綱改訂			庁内会議						庁内会議							
庁議	付議会議			政策会議		部長会議																	
	理事者説明			市長決裁																			
議会	議会対応																						議会全協報告



報告第7号	教育部 子ども家庭支援課
令和5年5月30日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)野村 晃

タイトル	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)の給付について
報告を要する事項の内容	子育て世帯への給付金の支給
要旨	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもの。
説明	<p>国の支給要領等に基づき、以下のとおり子育て世帯への給付金の支給を実施するもの。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) ひとり親世帯：対象児童数 約800人 令和5年3月分の児童扶養手当受給者等</p> <p>(2) その他低所得の子育て世帯：対象児童数 約1,000人 「令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した世帯等</p> <p>2 給付額 対象児童一人当たり一律5万円</p> <p>3 スケジュール</p> <p>(1) 5月31日(積極支給)</p> <p>ア ひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者 【申請不要】</p> <p>イ その他低所得の子育て世帯：「令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した世帯等 【申請不要】</p> <p>(2) 6月1日～(申請支給)</p> <p>ア 直近で収入が減収した世帯等【要申請】</p> <p>※ 審査後、随時支給(令和6年2月末まで受付)</p>

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p>* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にブッシュ型で給付 ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯） ・直近で収入が減収した世帯</p>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10/10） ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要） ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>

報告第8号	教育部 各課
令和5年5月30日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について											
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告											
要旨	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">4件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td style="text-align: center;">8件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td style="text-align: center;">5件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細別紙)</p>		課名	後援	学校教育課	2件	生涯学習課	4件	文化課	8件	子ども家庭支援課	5件
課名	後援											
学校教育課	2件											
生涯学習課	4件											
文化課	8件											
子ども家庭支援課	5件											
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>												

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 5月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 承認 見 可
3	R5.4.14	文化	第33回井上秋津彦 徳ぶ書通展	井上秋津彦彰 徳ぶ書通展 会 妙法寺	井上秋津彦 彰彰会 妙 法寺	後援	伝統ある書道文 化を後世に伝え る事、文化継 承に寄与する ため。	令和5年5 月20日(土) ～21日(日)	令和5年5 月20日(土) ～21日(日)	○	過去承 認	○	4月20日	妙法寺	書道・井上秋津彦の功績を展示す ると共に、子供達を含めた次世代 の作品を展示することにより書道 文化の興隆・発展を目的とする。	運動及び会員の作品と地域の子 供たちの作品を多数展示、	○	-	-	基 第3条 第2項 により 可
4	R5.4.20	文化	安曇野吹奏楽団 第9回定期演奏会	伊澤昭人	安曇野吹 奏楽団	後援	吹奏楽を通じて 地域の皆様と 様々な音楽を楽 しんで頂くため、 より多くの皆様 へ周知を図りた いため。	令和5年5 月17日 (日)午後2 時から午 後4時	令和5年5 月17日 (日)午後2 時から午 後4時	○	過去承 認	○	4月28日	安曇野市豊 科公民館ホ ール	吹奏楽団40名による吹奏楽より ジャンル曲やクラシック、親しみの ある曲など演奏する。		-	H3 1承認	基 第3条 第2項 により 可	
5	R5.4.20	文化	第9回安曇野流風 親子公演展	古村開太 即	安曇野流 風親子公 演実行 委員会	後援	教育機関を含め 広く広報を行い、 多くの市民に見 ていただきたい ため。	令和5年7 月19日(水) ～7月30日 (日)	令和5年7 月19日(水) ～7月30日 (日)	○	過去承 認	○	4月28日	安曇野市豊 科近代美術 館、周岳山法 蔵寺	全国から公募して制作した親子を 展示し、多くの安曇野市民に見て いただくとともに、全国各地から多くの 人が親子展を安曇野の風物詩と して来て見て見ていただく機会とした い。	全国から親子作品を公募し、展 示する。作品は公開で審査を行 う。	○	-	-	基 第3条 第2項 により 可
6	R5.4.28	文化	市民天体観望会 「おつきな月とちっ ちやな月」	福田敏男	フォーマル ハウト(大 町エネル ギー博物 館友の会)	後援	天体観望会を通 じて、宇宙への 関心を深めてい ただがため、市民 に周知したい。	令和5年5 月27日(土)	令和5年5 月27日(土)	○	過去承 認	○	5月1日	豊科近代美 術館前庭	趣外にて、市民向けの無料の天 体観望会を行う。望遠鏡で月や 金星を観望する。		○	-	-	基 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可
7	R5.4.28	文化	制空間夢遊工房 「ひかる夏」プロジェ ク「フユイ」(ユイ～ 伝手のハイオリン 弾き～)	青木由里	特定非営 利活動法 人制空間 夢遊工房	後援	市の協力を得る ことで、広くにさ んのの方に公演を 行うことにより、 観望する機会を 充てたい。	令和5年8 月11日 (金・祝) 8 月13日(日)	令和5年8 月11日 (金・祝) 8 月13日(日)	○	過去承 認	○	5月1日	大町市文化 会館、茅野市 民館	この作品を通して、子どもの環境 を真剣に考える大人が育えること を願い、人間関係や音楽や演劇 を含む総合芸術の大切さを本 の方に体感していただきたい。	ハイオリンスト、秋葉花さんの半 生を題材に、新音楽、親子愛、友愛 を描きながら、生演奏、歌、ダン ス、身体表現を織り交ぜた、五感 に響く演劇作品の公演を行う。	○	-	-	基 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可
8	R5.4.26	文化	第53回安曇地区吟 詠大会	丸山岳英	松本深志 岳風会	後援	公民社団法人日 本詩吟学院の会 員として、地域社 会の文化発展に 寄与するため。	令和5年6 月25日(日)	令和5年6 月25日(日)	○	過去承 認	○	5月1日	豊科保健セン ター ふれあ いホール	松本深志岳風会に所属し、活動 している会員が、吟詠を発表す るため。	R1に承認あり			基 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可	
10	R5.5.12	文化	文化庁伝統文化継 承事業(みさと) 伝統文化(こどもい けばな教室)	みさと伝統文化 こどもいけばな 教室	みさと伝統 文化こども いけばな教 室	後援	市内の子どもの 伝統文化の継承 を体験・学習す る機会を創出 し、小学生を中 心に広く募集す るため。	令和5年6 月17日(土) から令和6 年1月20日 (土)	令和5年6 月17日(土) から令和6 年1月20日 (土)	○	過去承 認	○	5月15日	三郷公民館、 三郷交流学 習センター	日本の伝統文化「いけばな」を体 験・学習することにより豊かな人 間性・心の命の大切さを養う。	いけばなの実技等の教室を回、 発表会(回)を開催する。	○	○	○	基 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可
11	R5.5.12	文化	安曇野市日本舞踊 こども教室 ぼたか 会	高木美香	安曇野市 日本舞踊 連盟	後援	市内の小学生に 日本舞踊文化 を体験・学習す る機会を創出 し、市内の小学生に 広く周知したい ため。	令和5年5 月13日(土) から令和6 年5月31日 (日)	令和5年5 月13日(土) から令和6 年5月31日 (日)	○	過去承 認	○	5月15日	堀金公民館	安曇野市内の小学生を対象に日 本の伝統文化である日本舞踊を 日本舞踊松風流の先生招いて 指導頂き、体験・学習してもらう。	日本舞踊のお稽古(18回予定)、 安曇野市こども文化祭への参加。				基 第3条 第2項 及び 第4条 第2号 により 可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度5月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4/R3	R2	所管課 意見
2	R5.4.19	子ども家庭支援課	安曇野ガールスカウトみっはちランド	ガールスカウト長野第38団 小林 昭子	ガールスカウト長野第38団	後援	安曇野市の子どもたちに、安曇野の自然の中での遊びを推奨したいため	4月19日	令和5年5月21日(日)	○	過去承認	○	4月20日	須砂渡キャンプ場	コロナ禍で外遊びが減少している子どもたちに野外活動の提供がールスカウトの技術の提供	野外でのゲーム、ネイチャーゲーム、クラフトゲーム、スカルプ技術の体験 参加費200円(保険、工作材料代、おやつ代)	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
4	R5.4.25	子ども家庭支援課	第43回全日本バレーボール小学生大会(2023年度)	安曇野小学生バレーボール連盟 降旗 良治	(財)日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社	後援	安曇野市の体育施設や教育委員会の学校施設を借りて大会を開催し、バレーボールによる体力向上と体力養成を図るため。教育委員会からの後援により本事業が青少年健全育成に関わるものであると認知してもらうため。	4月25日	令和5年5月21日(日)	○	過去承認	○	4月27日	三郷文化公園体育館、三郷小学校体育館	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上、バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。参加料:1チーム△3,000円	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
5	R5.4.27	子ども家庭支援課	第43回全日本バレーボール小学生大会(2023年度)中信地区大会	安曇野小学生バレーボール連盟 降旗 良治	(財)日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、読売新聞社	後援	安曇野市の体育施設や教育委員会の学校施設を借りて大会を開催し、バレーボールによる体力向上と体力養成を図るため。教育委員会からの後援により本事業が青少年健全育成に関わるものであると認知してもらうため。	4月27日	令和5年6月11日(日)	○	過去承認	○	5月2日	三郷文化公園体育館、三郷小学校体育館	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてスポーツへの意識向上、バレーボールによって小学生の体力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。参加料:1チーム△3,000円	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
8	R5.5.16	子ども家庭支援課	第15回安曇野市長杯争奪少年サッカー大会	安曇野市サッカー協会 内田信一	安曇野市サッカー協会	後援	スポーツの普及及び青少年健全育成に寄与する事業であるため	5月16日	令和5年7月8日(土)～9日(日)	○	過去承認	○	5月17日	牧運駒場・西穂高運動場	大会を通じて相互の視察と団結を深めながら、サッカー技術の向上を目指すとともに、スポーツの精神の大切さを学ぶ。	小学生による8人制サッカー大会。詳細は別紙資料のとおり 参加料:1チーム△6,000円	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2項により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度5月定例会専決報告事項)

No	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
9	R5.5.16	子ども家庭支援課	中学生対抗税金クイズ大会「第20回クイズ税金百科」	松本税務署管内納税関係協議会 会長 山口 高史	松本税務署管内納税関係協議会	後援	租税教育の一環として開催するため	5月12日	令和5年10月28日(土)	○	過去承認	○	5月17日	長野県税理士会館	税金クイズ大会を前にして租税教育の重要性を広く認識してもらうため	松本税務署管内の中学生が3各1チームとなり、税金に関するクイズに挑戦する	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第9号

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当
教育指導室

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 5/20 会場：穂高会館	○教職員健康診断 6/23～7/19
就学援助事務	○保護者申請締め切り 4/28 ○学校取りまとめ締め切り 5/12	○認定審査・調査
GIGA スクール	○活用支援 ・指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ○ICT 教育推進委員会 5/8 第1回 ICT 教育推進委員会開催 5/29 ICT 教育推進学校代表者会の開催	○活用支援 ・授業支援、教職員向け研修 ・GIGA スクール運営支援センター事業による各校での ICT 活用相談 ○ICT 教育推進委員会 第2回 ICT 教育推進学校代表者会の開催（7月予定）
安曇野市 コミュニティスクール事業	○学校運営協議会運営支援 4/28 堀金小学校、堀金中学校 5/9 明南小学校 5/11 豊科北小学校 5/12 豊科南小学校 5/15 穂高西小学校 5/23 穂高西中学校 5/26 明北小学校 5/29 穂高東中学校、豊科北中学校 ○第1回地域コーディネーター連絡会 5/12	○学校運営協議会運営支援 5/31 穂高北小、穂高南小 6/2 明科中学校 6/5 豊科東小学校 6/12 豊科南中学校 ○地域学校協働本部連絡会 5/31 堀金地域
学校安全支援事業	○学校緊急無線通報システムの磁界強度測定	○学校安全総合支援事業説明会
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール講習会 5/11 穂高地域① 5/12 堀金地域 5/15 豊科地域北 5/17 明科地域 5/18 三郷地域 5/24 豊科地域南	○青色防犯パトロール講習会 6/8 穂高地域② ○青色防犯パトロール実施者証発行
小規模特認校制度	○伊那市教育委員会視察 5/22 伊那西小学校・新山小学校 ○明北小学校学校運営協議会 5/26 小規模特認校の説明 ○明科地域園長・小中学校長懇談会 5/31 情報共有・意見聴取	○市校長会 6/6 経過報告 ○総合教育会議に向けた資料作成 経過報告・今後の予定

不登校支援	<p>○教育施設連携促進コーディネーターの活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等訪問件数 8件 ・学校訪問による事業説明と民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 14校 	<p>○支援内容の聞き取りをもとに、定期訪問・支援を5月下旬～実施</p> <p>○6月上旬までに事業説明・情報交換の学校訪問を実施。以降は施設定期訪問から得た児童生徒の状況等を情報共有していく。</p> <p>○教育支援センター職員、スクールソーシャルワーカーと、訪問支援の状況を共有し、児童生徒、保護者、学校関係者への情報提供、支援に活用。</p>
キャリア教育	<p>○キャリアフェスティバルの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀金中学校 5/24 参加企業・事業所 35社 <p>○キャリアパスポートの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明科中学校区 クローバー研修 5/16 	<p>○職場体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀金中学校 7/11 <p>○キャリアパスポートを活用した小中一貫教育の推進（明科中学校区）</p>

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○小学校新1年生アレルギー対応食事前協議会（三者懇談）の実施	○アレルギー対応食提供に向けた調整
学校給食費会計公会計事業	○令和5年度給食費口座振替開始（5月31日）	○10回に分けて振替の実施
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に伴う事業内容やスケジュールの調整を随時行う。	○設計業務を行う業者と随時打ち合わせ事業を進める。



令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

生涯学習課社会教育係

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員会議		6月20日（火） 第1回市社会教育委員会議

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・人権教育指導員会議	5月11日（木）19:00 第1回安曇野市人権教育推進委員会小委員会 5月26日（金）18:30 第1回安曇野市人権教育推進委員及び人権指導員合同会議 ・正副会長の選任 ・令和5年度人権教育推進基本方針について ・令和5年度人権教育推進事業計画（案）について ・研修会（講演） 演題：〈仮〉「子どものスマホ、ネット時代」の親（大人）の役割 講師：子どもとメディア信州 代表 松島 恒志さん	
企業人権教育推進協議会		6月20日（火）市企業人権教育推進協議会総会・研修会
地域人権教育推進協議会及び指導者養成講座	4月26日（水）豊科地域 4月20日（木）穂高地域 4月25日（火）三郷地域 4月18日（火）堀金地域 5月9日（火）明科地域	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会		6月14日（水） 第1回市公民館運営審議会
公民館長・主事会	5月8日（月） 第2回公民館長・主事会 ・第17回安曇野市公民館大会について ・第13回安曇野市総合芸術展について ・モデル地域日本語教室（安曇野市）で活動いただける日本語教師の募集について他	6月12日（月） 第3回公民館長・主事会
生涯学習情報誌 Link	4月28日（金）春号及び施設情報版発行	秋号（10月）発行
公民館報	5月22日（月）館報校正会議 ・館報第68号の内容及び校正について	5月31日（水） 館報企画会議 6月21日（水） 第68号発行
安曇野市公民館大会	5月21日（日）第17回安曇野市公民館大会 ・公民館活動推進功労者表彰及び地区公民官報表彰 ・事例発表（堀金地域 小田多井地区公民館） ・講演 演題：「時代と地域をリードする公民館活動の推進」 講師：東北学院大学 地域総合学部 教授 原 義彦先生	

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第60回童謡祭り 第42回作詞作曲コンクール	5月27日(土) 第60回童謡祭り 第42回作詞作曲コンクール コンクール入賞者表彰、最優秀曲の披露を行った。	
楽しい菊作り講座	第2回 5月9日(火) さし芽 全6回+他地域の菊づくりを学ぶ1回	第3回 6月2日(金) 11月視察
地区公民館役員研修会	4月15日(土) 豊科公民館ホール コロナ対策により時間を短縮し開催。 地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、事業計画等を説明	
I C T講座	5月26日(金) 超初心者向けスマートフォン講座 ・先着15人	

豊科公民館施設管理運営事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館・ホール設備	4月17日(月)から28日(金) ホールピアノ弾き込み 市内の有志を募り、備品のグランドピアノのコンディション維持のための弾き込みを行った。	ホールの空き状況を確認しつつ年度内にもう1度は行いたい。
	ホール冷暖切替え保守点検委託 5月8日(月) ホールの空調を暖房から冷房に切り替える作業、点検等を行った。	

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高納涼祭	5月10日(水) 第1回穂高納涼祭実行委員会	8月5日(土) 開催
健康づくり講座	5月11日(木) 太極拳教室⑤ 5月18日(木) 太極拳教室⑥ 5月25日(木) 太極拳教室⑦	6月1日(木) 太極拳教室⑧
自然体験講座		6月15日(木) 上高地自然観察会
趣味の講座	5月23日(火) 季節の寄せ植え講座①	6月13日(火) 世界を巡る料理教室① 6月20日(火) 水彩画教室②
地区公民館長会議		7月7日(金) 第2回地区公民館長会議
地区公民館対抗球技大会		6月18日(日) 地区公民館対抗ソフトボール、 9人制バレーボール大会開催

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
健康長寿講座	5月11日(木) 脳健康教室②	
春季スポーツ大会	5月28日(日) ボッチャ大会	
I C T講座	5月25日(木) 初級スマホ教室①	
生きがい講座		6月17日(土) 陶芸教室① 6月22日(木) コーヒー教室① 6月25日(日) けん玉チャレンジ①
地域学校協働本部連絡会	4月26日(水) 開催	
三郷祭運営委員会		6月16日(金)
普通救命講習会		6月10日(土)
教養講座		6月15日(木) 自然教室①

ふるさと講座		6月18日(日) 上長尾地区めぐり
親子支援講座		6月24日(土) まなび隊① プログラミング教室

堀金公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
農業体験講座(前期)	4月29日(土) 堀金田圃集会所ほ場 参加者10名 夏野菜の植え付け	今後6回実施予定
シニア健康づくりプラットフォーム	5月17日(水) 定員10名	今後7回実施予定。
拾ヶ堰フットパス	4月22日(土) 頭首工から約9kmをウォーキングで、放水口まで6kmをバスでめぐり歴史を学ぶ。参加者10名	拾ヶ堰について、他に3つの講座等を実施予定。
童謡唱歌教室「童謡・唱歌・心の歌を歌いましょう」		6月1日(木) 実施、以降5回実施予定。
食卓にもう一品 (旧・酒肴講座)		6月17日(土) 実施、以降4回実施予定。
堀金のお宝発見講座「小田多井にある88体石仏のナゾ」	5月14日(日) 小田多井交流センター 20人 5月15日(月) 堀金公民館講堂 80人	6月19日(月) お宝発見講座「養蚕労働における女性の働き」
みんなでスポーツ in 常念		6月8日(木) みんなスポ実行委員会 7月2日(日) 開催
地区公民館役員会	5月9日(火) 堀金公民館講堂	
公民館関係者研修会		6月5日(月) 公民館サポート会議 6月11日(日) 地区公民館役員等対象、講演会・分散会。

明科公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
ICT講座	4月4日(火) スマホ活用推進講座1	
コンサート	4月27日(木) 新緑コンサート「フルートとピアノのしらべ」	6月20日(火) 初夏のコンサート「魅惑のジャズ」
自然探索講座	5月11日(木) オオルリジミとクララの生態	
健康づくり講座	5月11日(木) 健康長寿の秘訣第1回	6月1日(木) 認知症予防講座第1回 6月13日(火) パラスポーツ体験教室
健康麻雀教室	5月24日(水) 第1回	5月24日(水) 第2回
明科の魅力再発見講座	5月25日(日) 柏尾・名九鬼ウォーキング	
いいまちサロン(共催事業)	5月30日(火) いいまち歌声サロンほか	毎月最終火曜日に実施予定 明科いいまちつくりukaiとの協働
スポーツ大会		6月11日(日) あやめスポーツ大会 ソフトボール、ワンバウンドふらば 〜るバレーボール、マレットゴルフ
ふるさと探検隊		6月3日(土) 森の自然たんけん 国営アルプスあつみの公園 (大町・松川地区)



令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和5年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布 (R5.4/27)) 5月利用者数:36人	
能楽教室	6月20日(火)/明南小学校、6月21日(水)/豊科南中学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)、小林努氏(宝生流能楽師)、青木真由人氏(立命館大学)	
東京芸術大学交流事業	8月7日(月)・8日(火)・9日(水) 対象:豊科北中、明科中ほか調整中	
新進音楽家音楽会	新進音楽家オーディション 一般の部、ジュニアの部 7月2日(日) みらい	あづみの新進音楽家 コンサート 2023 12月9日(土)
0歳からのミニコンサート	第1回 井口花菜(フルート)+高嶋真由美(ピアノ) 5月26日(金)/明科公民館 幼児連れコンサート、新進音楽家の演奏機会の創出	
日南由紀子ピアノアウトリーチ	7月4日(火)、5日(水)/堀金中学校 クラス単位のワークショップと全校向けのコンサート(5日)	
京都芸術大学連携事業	5月27日(土)、28日(日)京都芸術大学による事前視察 9月と1月に短期滞在制作、ワークショップ、展示を予定	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	令和5年度第1回 5月23日(火) 令和4年度事業報告について 会場 本庁舎3階 会議室301	
美術資料等選定委員会	令和5年度第1回 5月23日(火) 資料の寄贈等について(非公開)	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
信州安曇野薪能 主催 実行委員会	第32回信州安曇野薪能 期日 8月19日(土) 会場 龍門淵公園 演目 舞囃子「高砂」、能「半蔀」、狂言「棒縛」、半能「善界」 入場券販売 5月8日(月)～	こども能出演(10人) 開講式5月19日(金)
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	第2回編集委員会 7月18日(火)	
アルプスあづみの 公園早春賦音楽祭 主催 実行委員会	アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 5月14日(日) (実施) 穂高北小合唱部 (雨天中止) 堀金中・三郷中・穂高西中・豊科高校吹奏楽部、 安曇野市中学校リーダーズバンドによる演奏	
早春賦音楽祭本ス テージ 実行委員会と共催	早春賦音楽祭本ステージ 6月18日(日)	
らくに生きものみ らい基金充当事業	5月29日(火) 豊科北小4年 田淵行男記念館ほか 6月6日(火) 穂高西小4年 田淵行男記念館ほか 6月6日(火) 明南小学校6年 四賀化石館ほか 6月9日(金) 豊科北中学校1年 わさび田湧水群 6月14日(水) 豊科南小4年 天蚕センター	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
豊科近代美術館	常設展示、安曇野の郷土作家展(奥村光正ほか) 「画業50周年一瞬間(ISSHUNKAN)の“煌めき”中島潔令和 の心を女性に描く」(5/2～6/11)	
田淵行男記念館	常設展示「山の季節」(3/4～6/25) 那須野雅好写真展(3/4～6/4)	
高橋節郎記念美術館 穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展	・春季企画展「わたしの野良着」 会期：3月18日(土)～5月21日(日)	
講座等	(春季企画展関連講座・ワークショップ) ・伸子針 <small>しんしぼり</small> で洗い張り体験 4月16日(日) 参加者：6人 ・ギャラリートーク 5月13日(土) 参加者：3人 ・綿の手紬コースターづくり 5月14日(日) 参加者：8人 ・講演会「仕事着から見た人々の暮らし」 期日：5月20日(土)(講師：福澤 昭司 氏)	
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
コンパクト展示	・「安曇野の春の訪れⅡ」 会期：3月30日(木)～5月31日(水) 場所：ほりで～ゆ一四季の郷	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展示等	・長崎正道仏画展 会期：4月 8日(土)～19日(水) 入場者：90人 ・人権ポスター展 会期：4月28日(金)～5月7日(日) 入場者：30人	・「下田忠壽」写真展 6月9日(金) ～6月24日(土)
講座等	・貞享騒動基礎講座① 期日：5月14日(日) 参加者：3人 ・水野氏と松本城下町ウォーク 期日：5月24日(水)(講師：後藤 芳孝 氏)	・古文書講座(各土曜日) 6月24日、7月8日・22日、8月15日、9月2日・9日・30日、10月14日

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 49,452 点、地域資料 49,304 点 (4 月末現在) (4 月新規点数/公文書 401 点、地域資料 49 点)	
運営審議会		・文書館運営審議会 6 月 19 日 (月)
企画展示等	・前期企画展 開館 5 周年記念「残した伝えたこの 5 年」 会期：5 月 14 日(日)～8 月 31 日(木)	
講座等	(前期企画展関連企画) ・講座「安曇野を“残して伝える”」 期日：5 月 21 日 (日) (講師：中島 博昭 氏)	・講演会「歴史公文書はな ぜ残すことが重要なのか」 6 月 18 日 (日) (講師：瀬畑 源 氏)
市誌編さん	・安曇野市誌編さん専門調査会 (民俗部会) 期日：5 月 15 日 (月)	・安曇野市誌編さん専門調 査会 (民俗部会) 期日：6 月 26 日 (予定)

白井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等		・講演会 7 月 12 日 (水) (講師：筑摩書房 喜入冬子社長)

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『堀金の宝』の刊 行	・文化庁文化振興費補助金 (Innovate MUSEUM 事業) 補助金申請中。 ・安曇野市の歴史文化遺産再発見事業実行委員会 期日：5 月 24 日 (水)	

文化財保護・保全事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財保存活用地域計画	策定にむけて庁内での調整、準備等。 文化的景観保存活用計画についても研究	協議会要綱案、庁内プロジェクトチーム設置要綱案策定中。

図書館係

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
特別整理による休館（蔵書点検）	堀金図書館：5月30日（火）～6月4日（日） 豊科図書館：6月6日（火）～6月11日（日） 三郷図書館：6月13日（火）～6月18日（日） 明科図書館：6月20日（火）～6月25日（日） 中央図書館：6月27日（火）～7月2日（日）	
第1回 図書館協議会	期日：6月1日（木） 場所：みらい 令和4年度安曇野市図書館事業報告について 等	
中央図書館 ミライ部	第1回 「ボードゲームで遊ぼう！！」 YA（ヤングアダルト＝中高生）向け企画 期日：6月3日（土） 場所：みらい	第2回 8月予定 第3回 12月予定
中央図書館 映画上映会	『ワイルド・ライフ アリュेशनマジック 驚異！海の生き物大集結』 期日：6月9日（金） 場所：みらい	



令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 〈子ども家庭支援課〉

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業	5月11日（木） 第1回子ども・子育て会議開催 （令和4年度事業実績の確認）	第3期子ども・子育て支援計画策定に向け委託業務の業者選定作業を実施
児童クラブ整備事業	教室改修工事等の進行状況 ・豊科北 PC教室 改修設計中 ・穂高南 児童会室改修経費 6月補正予算上程 ・穂高西 被服室改修設計終了 ・堀金 児童館別棟設計終了 倉庫内机等の搬出 ・明北 PC教室設計終了 教室内机等の搬出終了	・設計終了 6月末予定 ・設計業者選定 7月予定 ・改修工事 予定期間8月～12月 ・改修工事 予定期間6月～12月 ・改修工事 予定期間6月～11月 【その他】 豊科南、豊科東、三郷は、学校・関係機関等と調整中
小規模保育施設整備事業	令和5年度豊科地域に建設予定の事業者を募集中	6月23日（金）応募締め切り 7月3日（月）書面審査・ヒアリング
あづみ野自然保育ブランディング事業	有明あおぞら認定こども園で、田んぼ事業で使用する田植え用稲の浸種を実施	6月9日（金）有明あおぞら認定こども園で園庭ミニ田んぼの田植えを予定
黒沢洞合自然公園整備事業	基本設計業務委託事業者の募集中	5月23日（火）応募締め切り 6月23日（金）ヒアリング実施

子育て給付係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金」給付事業	5月31日（水）（積極支給） ・ひとり親世帯：対象児童数 約800人 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 【申請不要】 ・その他世帯：対象児童数 約700人 「令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した世帯等 【申請不要】	6月1日（木）～（申請支給） 直近で収入が減収した世帯等【要申請】 ※ 審査後、随時支給（令和6年2月末まで受付）

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>【子ども発達支援相談室】</p> <p>○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする）</p> <p>○「親子であっぷっぷ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談）</p> <p>○はいはいたちの相談日 （乳児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行い全体の発達を整える。）</p> <p>○ことばの相談日 （言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。）</p>	<p>○遊びの教室 5月は7回実施 こあら穂高（5/1, 5/16, 5/30）、 こあら堀金（5/8, 5/22）、 いるか穂高（5/11, 5/29）</p> <p>○「親子であっぷっぷ」 5月は4回実施 （5/10, 5/17/5/24, 5/31）</p> <p>○はいはいたちの相談日 5月は2回実施 （5/12, 5/26）</p> <p>○ことばの相談日 5月は1回実施 （5/25）</p>	<p>○遊びの教室 6月は6回の実施を予定</p> <p>○親子であっぷっぷ 6月は4回の実施を予定</p> <p>○はいはいたちの相談日 6月は2回の実施を予定</p> <p>○ことばの相談日 6月は3回の実施を予定</p>

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	4月28日（金） 青少年センター運営委員会	6月23日（金） 第2回青少年センター運営委員会
青少年体験事業	5月下旬 真鶴町交流事業（8月）参加者募集開始	6月11日（日） ジュニアリーダー養成講座 6月下旬 夏休みイベントカレンダー配付（小学生） 6月下旬 江戸川区花火大会（8月）参加者募集開始
子ども会育成会	5月8日（月）まで 均等割補助金申請、安全共済会加入申込 5月26日（金）まで 活性化補助金申請	6月1日（木） 第2回常任委員会
わいわいランド	5月9日（火）、12日（金） 幼児安全法講習会、スタッフ会 5月17日（水）以降 順次、活動開始	
児童館・児童クラブ	5月9日（火）、12日（金） 幼児安全法講習会（わいわいランドスタッフと合同受講）	5月30日（火） 第2回児童館建設検討会（豊科地域）

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 〈こども園幼稚園課〉

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷西部認定こども園 新園舎建設工事について	建設については順調に進んでいる。 令和5年6月新園舎完成 令和5年7月3日（月） 新園舎お披露目会を 10：30～行う ※（案）7月中に住民向けの見学会を行う	令和5年7月中に引っ越しを行う予 定 令和5年8月 新園舎利用開始 旧園舎等解体工事着工 令和5年9月 保育業務委託のため の引継ぎ保育開始 令和5年10月 プール・外構工事 着工 令和6年4月保育業務委託開始
園庭たんぼ（あおぞら認定こども 園） 園庭プチたんぼ	令和5年5月12日（金）浸種 5月18日（木）種まき 6月9日（金）田植え プチたんぼ（たらい） 6月5日～6月16日までの間に行う 【実施園】豊科南部、南徳高、つつみ、北徳高、 穂高幼稚園、三郷北部、三郷南部、堀金、明科南 （9園）	※昨年度稲刈りが運動会の時期と重 なってしまったので、本年度は遅らせて 実施 ※R4 5園 → R5 9園

